

# 第1編 総則

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 日向市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を重んじ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 計画の目的及び市の責務並びに日向市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 計画の目的及び市の責務

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このようなことから、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が制定され、同年9月17日に施行された。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関して総合的に定め、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市の地域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進することによって、武力攻撃等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

#### (2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 用語の意義

用語	定義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)
国民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(緊急対処保護措置を含む。)
基本指針	国民保護法第32条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第34条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき日向市長が作成する国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
市地域防災計画	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき日向市防災会議が作成した日向市地域防災計画
市国民保護協議会	国民保護法第39条の規定に基づき設置された市の国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第10条の規定により内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第27条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部(宮崎県緊急処理事態対策本部を含む。)
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された県の現地対策本部
市対策本部	国民保護法第27条の規定により市に設置された市国民保護対策本部(市緊急処理事態対策本部を含む。)
市現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された市の現地対策本部
NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃

### 3 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 4 計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

### 5 市地域防災計画との整合性の確保

市においては、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、市対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画等に準じて対応するものとする。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### **7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### **8 外国人への適用**

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、この計画に基づく国民保護措置を実施する。

#### **9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

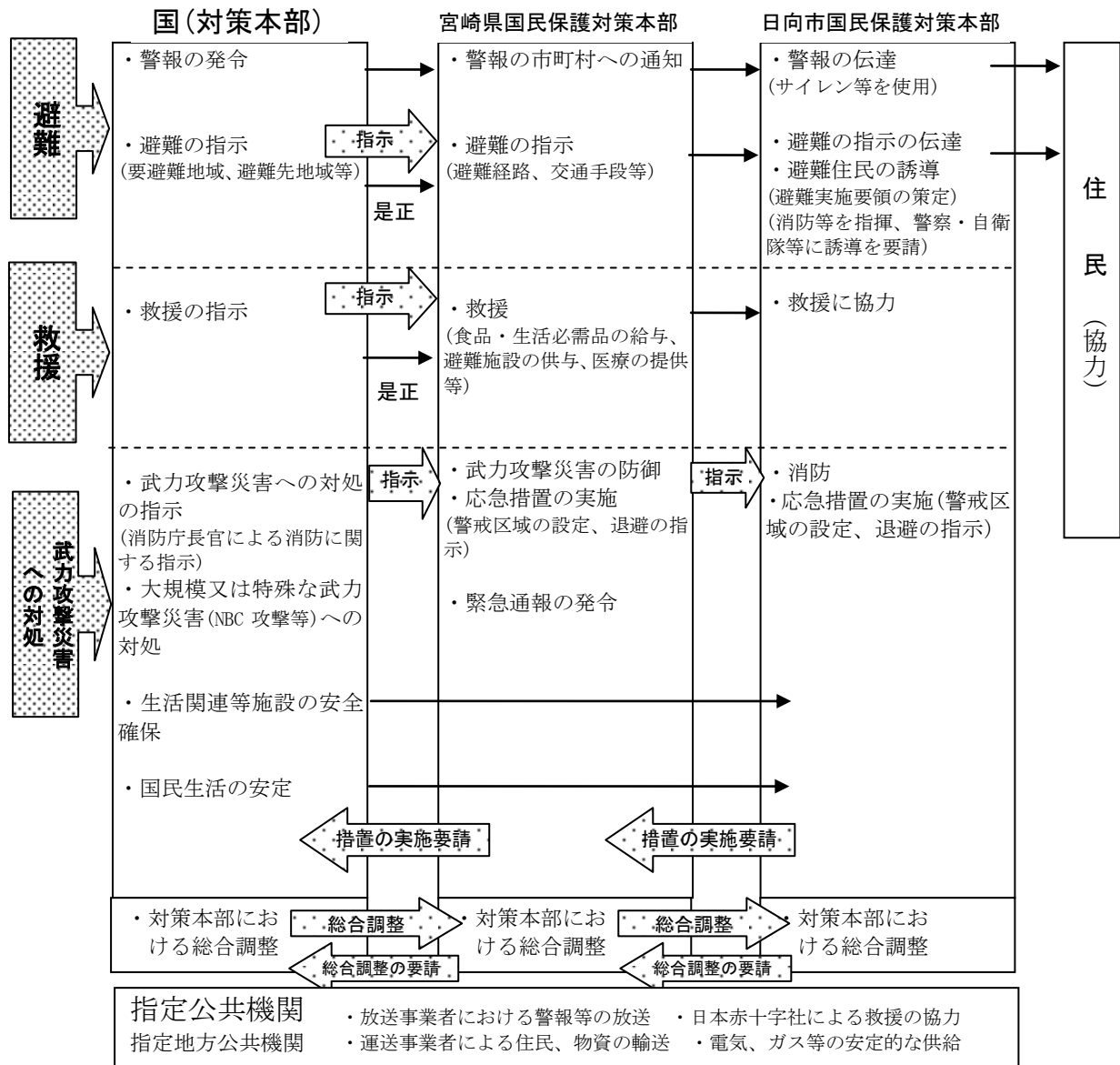
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 1. 日向市

機関名	処理すべき事務又は業務
日向市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護計画の作成に関する事。</li> <li>2 市国民保護協議会の設置、運営に関する事。</li> <li>3 市対策本部の設置、運営に関する事。</li> <li>4 組織及び施設の整備に関する事。</li> <li>5 啓発及び訓練に関する事。</li> <li>6 資機材等の整備及び備蓄に関する事。</li> <li>7 避難実施要領の策定に関する事。</li> <li>8 警報の伝達、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事。</li> <li>9 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事。</li> <li>10 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事。</li> <li>11 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事。</li> <li>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事。</li> <li>13 特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事。</li> </ol>
日向市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防施設・消防体制の整備に関する事。</li> <li>2 救助及び救援施設・体制の整備に関する事。</li> <li>3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。</li> <li>4 消防警戒区域の設定及び退避の指示に関する事。</li> <li>5 火災発生時の消火活動に関する事。</li> <li>6 避難住民の誘導に関する事。</li> <li>7 被災者の救助・救援に関する事。</li> <li>8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</li> </ol>

## 2. 宮崎県

機関名	処理すべき事務又は業務
宮崎県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護計画に関する事。</li> <li>2 県国民保護協議会に関する事。</li> <li>3 県対策本部に関する事。</li> <li>4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関する事。</li> <li>5 国民保護に関する啓発及び訓練に関する事。</li> <li>6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関する事。</li> <li>7 警報の通知に関する事。</li> <li>8 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関する事。</li> <li>9 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する事。</li> <li>10 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する事。</li> <li>11 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関する事。</li> <li>12 武力攻撃災害の復旧に関する事。</li> <li>13 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事。</li> </ol>



### 3. 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日向土木事務所	1 情報の収集伝達及び被害調査 2 所管に係る施設の災害予防、応急対策及び復旧対策並びにこれらの指導
日向保健所	1 医療、助産及び救護の指導調整 2 防疫及び食品等の衛生保持並びに清掃の指導
東臼杵 福祉事務所	1 救援の実施に関する連絡調整 2 福祉施設等の災害対策及び被害調査
東臼杵 農林振興局	1 農作物、農業用施設、園芸、家畜及び林産物等の災害対策並びにこれ等の指導 2 農地用施設の災害対策及びこれらの指導
東臼杵南部 農業改良普及 センター	農業用施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれ等の指導
北部港湾事務所	港湾・海岸施設の災害対策及び被害調査

### 4. 宮崎県警察本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日向警察署	1 警報の伝達に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 被災情報の収集及び伝達に関する事。 4 警戒区域の設定に関する事。 5 生活関連等施設に係る立入制限区域の指定及び安全確保の支援に関する事。 6 武力攻撃災害への対処に関する事。 7 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。 8 行方不明者の調査に関する事。 9 不法事案等の予防及び取締りに関する事。 10 被災地、避難場所、生活関連等施設等の警戒に関する事。 11 交通規制に関する事。 12 特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事。 13 国民保護措置に必要な装備、資機材等の整備に関する事。

## 5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎北部森林管理署	武力攻撃災害対策の復旧用資材の調達供給に関すること。
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
九州農政局宮崎農政事務所地域第2課	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 (2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州運輸局宮崎運輸支局	(1) 運送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 運送施設及び車両等の安全保安に関すること。
宮崎地方气象台	気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
日向海上保安署	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。
宮崎労働基準局	被災者の雇用対策に関すること。
九州地方整備局延岡河川国道事務所	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 港湾施設の応急復旧に関すること。

## 6. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第43普通科連隊 航空自衛隊 新田原基地 海上自衛隊 呉地方総監 鹿屋航空基地隊 宮崎地方協力本部	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 (2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。

## 8. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者、水道 用水供給事業者、 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関すること。
日本郵政公社	(1) 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関すること。
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関すること。 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
公共的施設管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関すること。 (2) 被災施設の復旧に関すること。
病院その他の医療 機関等	(1) 医療等の確保に関すること。

## 9. 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

## 第4章 日向市の地理的、社会的特徴

### 1 地形

日向市は、宮崎県の北部にあって、東経131° 21' から131° 41'、北緯32° 17' から32° 28' の間に位置し、東側は太平洋に面し、西側は九州山脈に連なっている。面積は336.29k㎡である。

市域の西は山地、東は海、北と南は比較的低い山地があり、これらの山地から日向灘に向かって流れ込む河川は、市の中央部に塩見川、南部に耳川などがあり、いずれも西から東に流れる。また、東郷町域には急峻な山岳の間を小丸川、渡川が北西から南南東に流れている。

これら河川の中流から河口にかけて小さな平野が連胆し、農地と市街地と広がるが、平野部の面積は広くはない。

なお、周囲の山は、東郷町域が尾鈴山1,405m、万吉山<sup>まんきち</sup>1,318m、珍神山<sup>うづがみ</sup>823m、加子山<sup>かご</sup>867m、旧日向市域が高森山341.6m、永田山257m、比良山156mとなっている。

### 2 気候

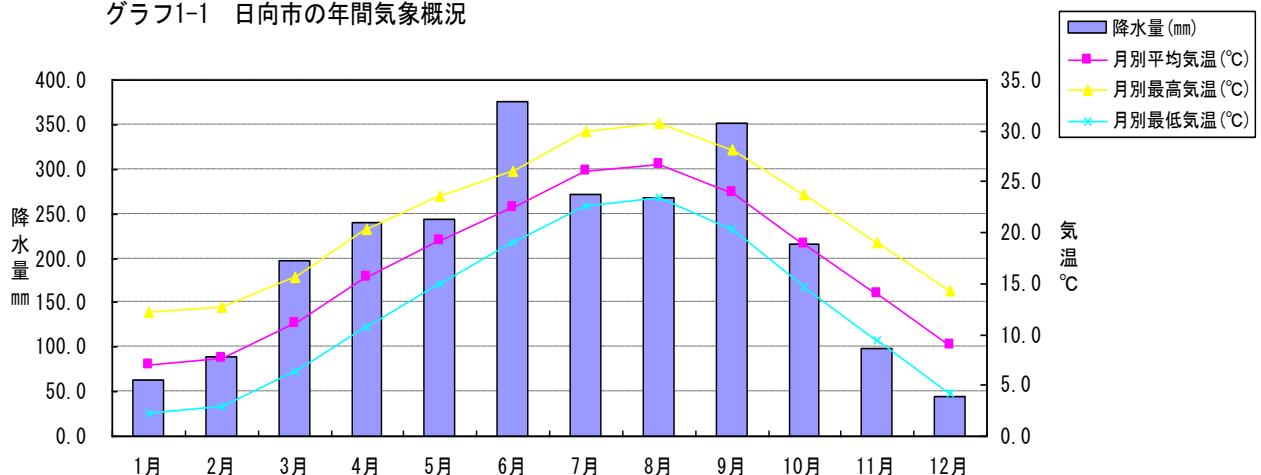
日向市は、年平均気温が16.8℃、年平均降水量が約2,400mmと温暖・多雨な気候である。一方、年平均日照時間が約2,000時間と陽光に恵まれたところでもある。

風(年平均風速1.3m)は、台風などの特別な気象状況を除けば穏やかで、風向は年を通して西よりの風が多い。

また、雨は6月～9月に多く、この期間に年降水量の52%余りが降る。特に、梅雨時期の6月(376mm)や、台風期の9月(351mm)に多くなっている。

これらの時期には、梅雨前線や台風による大雨により、土砂災害や河川の氾濫等の災害が発生し、人的な被害も含め家屋や田畑におおきな被害を及ぼす。

グラフ1-1 日向市の年間気象概況



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量(mm)	62.5	89.4	197.7	239.9	243.1	375.9	270.8	268.2	350.8	215.3	98.2	45.0
月別平均気温(°C)	7.0	7.7	11.0	15.6	19.2	22.4	26.0	26.7	23.9	18.9	14.0	8.9
月別最高気温(°C)	12.2	12.7	15.7	20.3	23.6	26.1	30.0	30.8	28.1	23.8	19.1	14.4
月別最低気温(°C)	2.3	2.9	6.3	10.8	14.9	19.1	22.7	23.4	20.4	14.7	9.5	4.2

気象庁ホームページ気象統計情報

### 3 人口分布

	平成12年国勢調査		平成17年国勢調査		(合併後)平成18年4月1日現在 住民基本台帳	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
日向市	58,996	21,619	58,648	22,160	65,183	26,667
東郷町	5,190	1,712	4,889	1,751		

### 4 道路の位置等

地域の骨格となる国道10号がJ R日豊本線と平行に南北に走り、国道327号が高砂町を起点として、美郷町西郷区まで西に走っている。東郷町域では、国道446号が鶴野内地区を起点に坪谷地区を抜け、美郷町南郷区へ至っている。

このほか、主要地方道細島港線が国道327号を延伸して細島港に至り、同日知屋財光寺線が国道10号のバイパスとして海側を通過している。また、同中野原美々津線が東郷町中野原から南部へ耳川沿いに走っている。

県道については、市街地北部に細島港日向市停車場線が、市街地の中心部を南北に同土々呂日向線が日豊本線を挟んで国道10号と平行に走る。

このほか、広域農道が市域南部の山地部を南北に走り、塩見付近で国道327号と交差し、さらに門川町域の国道388号まで整備されている。

### 5 鉄道、港湾の位置等

鉄道はJ R日豊本線が市域の海岸寄りを南北に走り、北から日向市、財光寺、南日向、美々津の4つの駅がある。

港湾は、県の重要港湾として細島港が整備されており、国際コンテナ定期航路を有している。

### 6 その他

日向市には、国民保護措置の実施に当たり特に留意を要する原子力発電所及び石油コンビナートは所在していないが、東九州有数の化学工業の集積地域となっている。また、入郷地域には複数のダムが存在している。

名称	所在地	取扱品目
東西オイルターミナル	日向市大字日知屋5552-497	ガソリンほか
ニヤクコーポレーション	日向市大字日知屋5552-498	移動タンク

(九州電力ダム)

平成 17 年測量

上椎葉ダム	椎葉村	有効容量 約67,773,000m <sup>3</sup>
岩屋戸ダム	椎葉村	有効容量 約 2,909,000m <sup>3</sup>
塚原ダム	諸塚村	有効容量 約17,513,000m <sup>3</sup>
諸塚ダム	諸塚村	有効容量 約 1,064,000m <sup>3</sup>
山須原ダム	美郷町	有効容量 約 955,000m <sup>3</sup>
西郷ダム	美郷町	有効容量 約 1,130,000m <sup>3</sup>
大内原ダム	美郷町	有効容量 約 1,176,000m <sup>3</sup>

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

### 1 国民保護の対象となる事態

事 態		定 義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第2号)
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第3号)
緊急対処事態		武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの(事態対処法第25条第1項)

## 2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

事態の類型		想定
武力攻撃事態	着上陸侵攻	我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航空攻撃	我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設等への攻撃が想定される。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力事業所等の破壊</li> <li>・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・ 危険物積載船への攻撃</li> <li>・ ダムの破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ 列車等の爆破</li> </ul>
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・ 水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>



### 3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型ごとの留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- ① 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱によると、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められている」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃の可能性が比較的高いものと考えられる。
- ② 「緊急対処事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。
- ③ いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器かNBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

**【参考】** 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱

(平成16年12月10日安全保障会議・閣議決定)

- 我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下
- 「新たな脅威や多様な事態」への対応が国際社会の差し迫った課題
  - ※ 大量破壊兵器の拡散の進展
  - ※ 弾道ミサイルの拡散の進展
  - ※ 国際テロ組織等の活動 等